社団法人日本玩具協会 事務局

## 玩具安全(ST)基準第3部の改定の実施について

ST基準第3部の改定(平成20年1月27日決定、4月1日実施)について、STマーク使用許諾契約者の皆様には、既に1月末に改定後のST基準第3部全文を郵送し、また、2月のSTマーク管理者研修会(東京、大阪)において説明させて頂いておりますが、4月から改定後の基準を実施していますので宜しくお願いします。

## 【改定内容の概要】

1.「着色料」(1.1)の項目について次の3点を改定した。

6歳未満の子どもを対象とする玩具に適用することを明記した。

これまでは、14歳以下の子どもを対象とする玩具に適用してきたが、食品衛生法玩具規制に合わせて対象年齢を6歳未満に統一した。

なお、「書画に用いるインク類」(1.8.1)の項については、14歳以下のままとしている。

繊維製の玩具については、現行のST基準は、3歳以上の製品は着色料の適用対象としないことになっているが、「3歳以上6歳未満」の製品も対象とする。ただし、「3歳以上6歳未満」対象の繊維製玩具については、着色料の色落の判定に用いる「比較標準液」は3倍のものを用いる。(3歳未満対象の改定については現行ST基準は1倍の標準液。)

2.「玩具の本体及びその構成部品(紙器への印刷用インクを除く)に施された 塗装」について次の2点を盛り込んだ。

> 「試料の作成」(1.5.1)の項について、試料の最低採取量(10mg)の記述を 盛り込んだ。

「スクリーニング」(1.5.3)の項を設け、スクリーリングとして、多色混合検査を取り入れた。

3.表現や記述ぶりについて、更なる明確化を図った。

## (注)

平成20年10月1日から食品衛生法玩具規制改定が完全実施されるが、これに先行してS T基準を改定・整備したもの。

なお、木製・紙製の玩具の着色料の検査については、着色料からの溶出か素材からの色の溶 出か判断が難しい場合には、上記比較標準液(1倍)よりも薄い場合には適合と判定する。